

第2章

地域別構想

地域区分

地域別まちづくりの方針

第2章 地域別構想

1 地域区分

- 地域のまちづくり構想を策定する単位として、地域区分を行います。
- 既存の計画内容の継承、現況データの把握の容易さ、合併効果の発揮などを総合的に考えて、10の地域に区分しました。

(1) 地域区分の必要性

前章では「全体構想」として、市全体のまちづくりに関する方向性を整理しましたが、この章では「地域別構想」として、地域別のまちづくりの方向性をまとめます。

「地域別構想」は、全体構想では表現しきれない具体的で、きめ細かなまちづくりの方針を地域単位で定めるものです。そのため地域区分が必要となります。

(2) 地域区分の考え方

地域区分にあたっては、主につぎのような方法が考えられます。

- ・上位計画（市の基本構想など）による地域区分を引き継ぐ方法
- ・土地利用特性のまとまり（低層住宅地と中層住宅地と商業地など）により区分する方法
- ・学校区などの社会的つながり（小学校区・中学校区・町会など）により区分する方法
- ・駅勢圏*により区分する方法
- ・公共公益施設の利用圏（公民館・図書館・福社会館・避難場所など）を考慮して区分する方法
- ・わかりやすい地形・地物の境界（鉄道・幹線道路・河川など）により区分する方法

ここでは、既存の計画内容の継承、現況データの把握の容易さ、合併効果の発揮などを総合的に考えて、次頁に示す10の地域に区分しました。実際のまちづくりにあたっては、この区分にとらわれ過ぎることなく、柔軟に進めていくものとします。

* 駅勢圏：駅を利用する人の居住地や勤務先・通学先などが立地する範囲

- ①ひばりヶ丘駅周辺地域
- ②中央地域
- ③保谷駅北部地域
- ④保谷駅南部地域
- ⑤田無駅北西部地域
- ⑥田無駅西部地域
- ⑦田無駅周辺地域
- ⑧田無駅南部地域
- ⑨東伏見・西武柳沢駅北部地域
- ⑩東伏見・西武柳沢駅南部地域

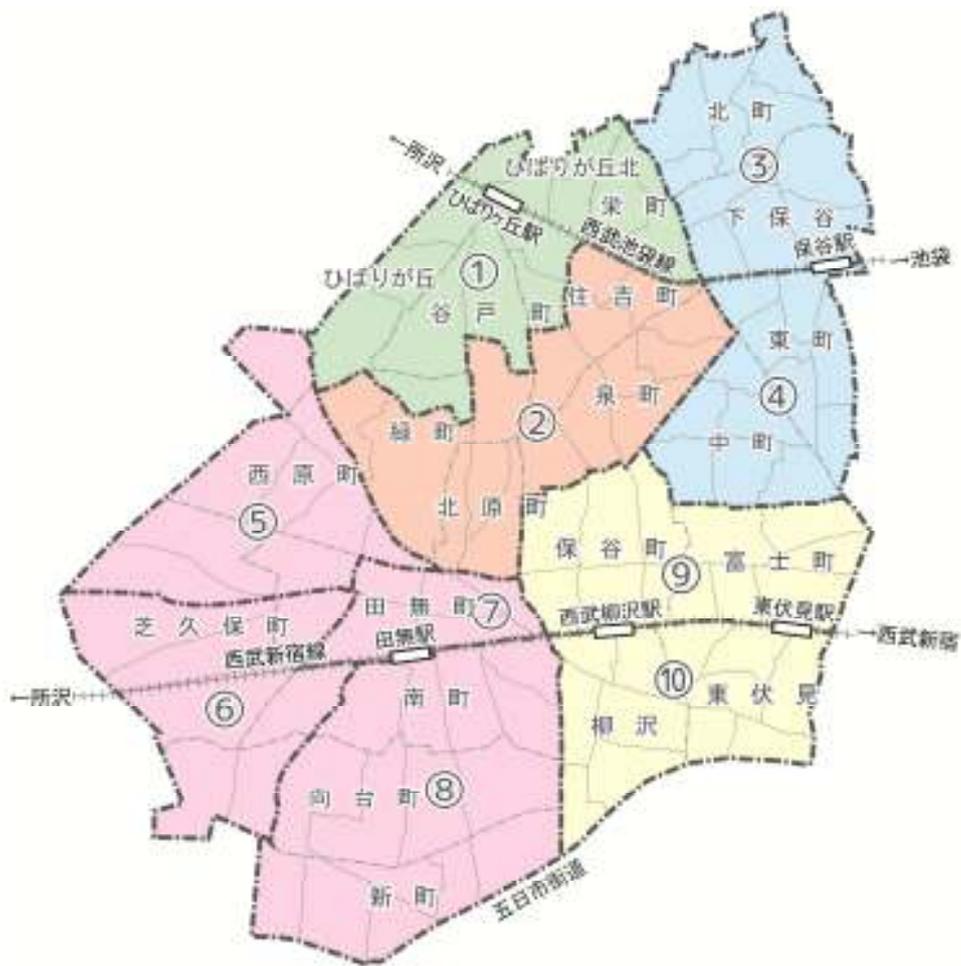


图2-1 地域区分图